



濃度計量証明書

No. B21001216

有限会社 フクダ組

様

令和 3 年 10 月 20 日
広島市西区己斐本町3丁目13番16号
株式会社 エヌ・イー サポート
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	寄田 猛宅				
採取日時	令和3年10月6日 11時30分	天候	当日 晴	気温	27.0 °C
採取者	大重 光世		前日 晴	水温	24.7 °C

令和 3 年 10 月 6 日付け御依頼の
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県) 第K-9号
計量士登録番号 第3552号
環境計量士 西敏広

計量方法	環境庁告示第10号（平成9年3月13日）、 J I S - K 0 1 0 2			
試料名	下流地下水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
カドミウム(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.55.4	
全シアン(mg/l)	定量下限値未満	0.1	JISK0102.38.3	
鉛(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.54.4	
六価クロム(mg/l)	定量下限値未満	0.005	JISK0102.65.2.1	
砒素(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.61.4	
総水銀(mg/l)	定量下限値未満	0.00005	環境庁告示第59号付表2	
アルキル水銀(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	環境庁告示第59号付表3	
ポリ塩化ビフェニル[PCB](mg/l)	定量下限値未満	0.0005	環境庁告示第59号付表4	
ジクロロメタン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
四塩化炭素(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0004	JISK0125.5.2	
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.004	JISK0125.5.2	
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	JISK0125.5.2	
トリクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
テトラクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
チウラム(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	環境庁告示第59号付表5	
シマジン(mg/l)	定量下限値未満	0.0003	環境庁告示第59号付表6第1	
備考				

注)天候,気温,水温,大腸菌群数,電気伝導率,濁度,色度,塩分,透視度,臭気強度,酸化還元電位及び備考欄記載項目は、計量法第107条の計量証明対象外です。



濃 度 計 量 証 明 書

No. B21001216

有限会社 フクダ組

様

令和 3 年 10 月 20 日
広島市西区己斐本町3丁目13番16号
株式会社 エヌ・イー サポート
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	寄田 猛宅				
採取日時	令和3年10月6日 11時30分	天候	当日 晴	気温	27.0 °C
採取者	大重 光世		前日 晴	水温	24.7 °C

令和 3 年 10 月 6 日付け御依頼の
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県) 第K-9号
計量士登録番号 第3552号
環境計量士 西敏広



計量方法	環境庁告示第10号（平成9年3月13日）、 J I S - K 0 1 0 2			
	試料名 下流地下水			
計 量 の 対 象		計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目
チオベンカルブ'(mg/l)		定量下限値未満	0.002	環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0125.5.2
セレン(mg/l)		定量下限値未満	0.001	JISK0102.67.4
BOD(mg/l)		定量下限値未満	0.5	JISK0102.21,JISK0102.32.3
クロロエチレン(mg/l)		定量下限値未満	0.0002	H9環告10号付表
1.4-ジ'オキサン(mg/l)		定量下限値未満	0.005	環境庁告示第59号付表8第3
				以下余白

注)天候,気温,水温,大腸菌群数,電気伝導率,濁度,色度,塩分,透視度,臭気強度,酸化還元電位及び備考欄記載項目は、計量法第107条の計量証明対象外です。